

三世代同居・近居住宅支援補助金 FAQ

Q1 三世代同居・近居住宅支援補助金とはどんなものですか？

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するにあたり、人口の現状分析を行った結果、20～30代の若者世代が転出超過であることがわかりました。

今後、本市においても、子育て世代の不安や負担を軽減することなどによって、若年層の定住人口を増やし、将来にわたって活気あるまちづくりにつなげるため、親の住む小牧に子育て世帯が新たに三世代同居又は近居するための住宅の新築・購入等にかかる経費に対して支援する補助金です。

Q2 補助金の額はいくらですか？

補助金の額は三世代同居と三世代近居で違います。

三世代同居は最大60万円、三世代近居は最大20万円です。

Q3 三世代近居補助の要件で、子世帯の転入先は市内全域を対象としたのは何故か？

三世代近居の定義を対象住宅間の距離等として設定することも考えられましたが、距離の設定基準がないことや正確な測定が困難であること、また、市街化調整区域等、住宅の建設が難しい地区もあり、区域間の格差が生まれないように市内全域を対象としたものです。

Q4 三世代近居補助の要件で、子世帯の市内転居を対象外としたのは何故か？

制度の目的は、新たな三世帯同居・近居を促進することで、若年層の人口増加や子育て世帯の不安や負担の解消などにつなげようとするものです。

この制度は、区域間の格差が生じないように市内全域を三世代近居補助の対象としております。

そのため子世帯が市内転居することによって、元々近かった親世帯から遠く離れることも想定されることから、既に三世代近居状態にあるといえる市内在住の子世帯については、制度の趣旨に鑑みて対象とすることが相応しくないことから対象外としました。

Q5 兄弟・姉妹が2件以上同居又は近居の支援補助金を受けることは可能か？

同一の補助対象者もしくは補助対象物件が、複数の補助を受けることはできません。
例えば、長男が同居又は近居で補助金を受けており、その後長女が近居で補助金を受けようとする場合は親世帯が既に補助対象者となっているため補助金を受けることができません。

Q6 子世帯とは何か？

三世代同居又は三世代近居を開始した日において、子が、同一世帯内で養育する義務教育修了前の子どもと同居している世帯をいいます。

また、出産予定であることが親子健康手帳や母子健康手帳等で確認でき、出生後に同一世帯内で同居する予定の子どもも「義務教育修了前の子ども」としております。

Q7 三世代同居とは何か？

三世代同居とは、同一敷地内に親世帯と子世帯が現住することとしていますので、同一住宅での現住のみを条件とはしていません。また、分譲マンション等については、同一棟に限り三世代同居とみなします。

Q8 三世代近居とは何か？

三世代近居とは、市外に居住する子世帯が市内に転入し、親世帯と子世帯が現住（三世代同居は除く）することをいいます。

Q9 同一敷地とは何か？

一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地及びそれに隣接する土地をいいます。

用途上不可分の例としては、住宅の「母屋」と「離れ」であり、これは建物としては別棟になりますが、同一敷地の取扱いとなります。

Q10 住宅取得やリフォーム工事などを行うための業者との契約日に制約はありますか？

三世代同居・近居ともに、補助の対象となる住宅の要件の1つとして、平成28年4月1日以後の契約に基づくものとさせていただいております。

Q11 マンションでも補助金の対象となるか？

賃貸ではなく、分譲であればマンションも対象となります。

また、同一棟であれば「三世代同居」、隣棟であれば仮に同一敷地であっても「三世代近居」の扱いとなります。

Q12 補助対象となる経費は何か？

三世代同居補助金の場合は、補助対象となる建物の新築等若しくはリフォームに係る「建築工事費」又は建売り住宅やマンション、中古住宅等の取得に係る「取得費」から「家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費」や「本市の他の補助金の補助対象事業となっている部分の経費」などを除いたものとしております。

また、敷地造成工事費、門、塀、車庫その他の外構工事費は補助対象経費から原則除くこととしておりますが、住宅等の新築等、リフォーム又は取得に付随するものは全て補助対象経費とします。

三世代近居補助金については、同居補助金の補助対象経費のうち「リフォーム」に係る項目を除いたものとなっております。

Q13 補助金を返還しなければならないことがあり得るか？

虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき、要綱及び関係法令に違反したときなど『補助金の交付決定の取り消しを受けたとき』や『三世代同居又は三世代近居の開始後3年以内に、補助金の対象となった住宅等に三世代同居又は三世代近居しなくなった場合』は補助金の返還が必要となります。ただし、療養、転勤又は通学等のため、転居又は転出が必要となった場合など市長が承認する場合を除きます。

また、補助金の交付を受けた日から3年を経過するまでは、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供する場合も、市長の承認を得なければ補助金の返還が必要となります。

Q14 補助金交付後に追跡調査を行うか？また、その方法は？

三世代同居又は三世代近居の開始の日から3年を経過した時点で居住実態の確認を行います。（住民基本台帳上による現住地の確認や現地確認など）万一、三世代同居又は三世代近居をしていなかった場合は、補助金の交付の取り消しおよび返還を求める場合もあります。

また、補助金の交付を受けた日から3年を経過した時点で、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の実態確認を行います。万一、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供していた場合は、補助金の交付の取り消しおよび返還を求める場合もあります。

Q15 補助金交付の条件等のひとつに、『三世代同居及び三世代近居の開始後3年以上三世代同居又は三世代近居すること』とありますが、やむを得ない事情により「市長が承認する場合」は除かれています。具体的にどのような場合ですか？

療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合です。また、不慮の事故で死亡したり、流産による場合も同様です。ただし、離婚など自己の都合により三世代同居、三世代近居でなくなってしまう場合は除きます。

Q16 現住とは何か？

現に市内に住所を有し、かつ、本市の住民票が作成されていることをいいます。

Q17 三世代同居をした後、リフォームを行った場合は補助金の交付対象となりますか？

三世代同居・近居住宅支援補助金の交付の目的をそれぞれ『三世代同居をするために住宅等を新築、増築、改築、リフォーム又は取得する場合』又は『三世代近居をするために住宅等を新築、増築、改築又は取得する場合』としています。

よって、三世代同居又は三世代近居を開始した後、このような行為を行った場合は補助金交付の対象とはしておりません。